

## 10 公害・廃棄物・環境保全関係

### (3) その他

規制緩和推進3か年計画(再改定)(平成12年3月31日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		10年度	11年度	12年度		
リサイクル品の法的認知	環境ラベル等について、ISOにおける国際的な議論を踏まえ、検討し、結論を得、所要の措置を講ずる。	(検討)	一部措置済(11年9月29日)	(逐次改善)	<p>(環境省)</p> <p>エコマークの認定基準については、製品のライフサイクル全体を考慮しながら、ISOの環境ラベルの規格に沿って順次改定を進めている。</p> <p>エコマークと、北欧エコラベリング委員会のノルディックスワン制度(平成14年4月より)、韓国環境ラベル協会の韓国環境ラベル(平成15年12月より)、ニュージーランド・エコラベリング・トラストのニュージーランド環境チョイス(平成17年2月より)とのそれぞれの間で、「複写機」の認証基準の部分相互認証を開始した。</p> <p>エコマークと、韓国環境ラベル協会の韓国環境ラベル、タイ環境研究所のグリーンラベル、台湾の環境開発基金のグリーンマーク、ニュージーランド・エコラベリング・トラストのニュージーランド環境チョイスとの間で、それぞれ審査業務の代行を開始した。</p>	